

インフレスライドの概要について

1 インフレスライドとは

労務単価の上昇等により、札幌市水道局建設工事請負契約約款第25条第6項に基づき請負代金額を変更すること。

約款第25条第6項

予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

2 インフレスライドの対象工事

残工期^{※1}が基準日^{※2}から2月以上ある工事

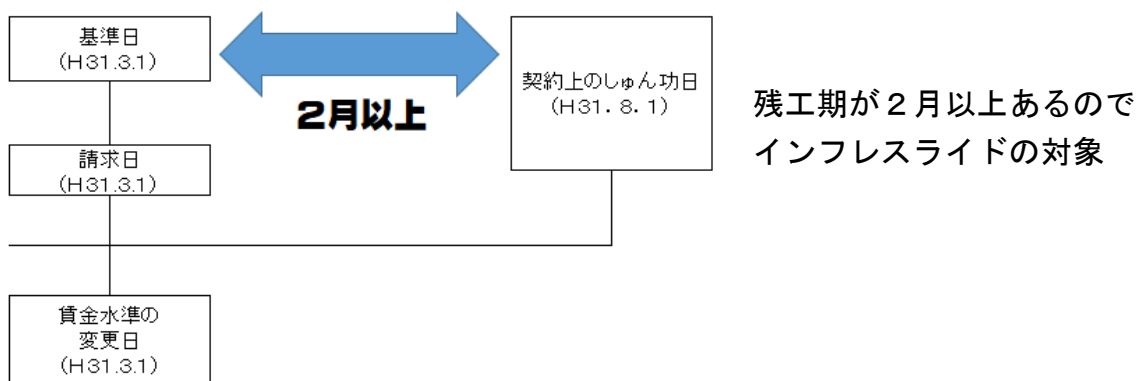
※1 基準日以降の工事期間

※2 請求があった日から起算して14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とし、請求日^{※3}とすることを基本

※3 スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議を請求した日

例) 工期が平成30年4月1日から平成31年8月1日までの工事

※平成31年3月1日に労務単価が改定、同日付で請求したと仮定



3 スライド額算定式

$$S = [P2 - P1 - (P1 \times 1 / 100)] \quad (\text{但し } P2 > P1)$$

S : 増額スライド額

P1 : 請負代金額から基準日における出来形部分に相應する請負代金額を控除した額

P2 : 変動後 (基準日) の賃金又は物価を基礎として算出した P1 に相當する額